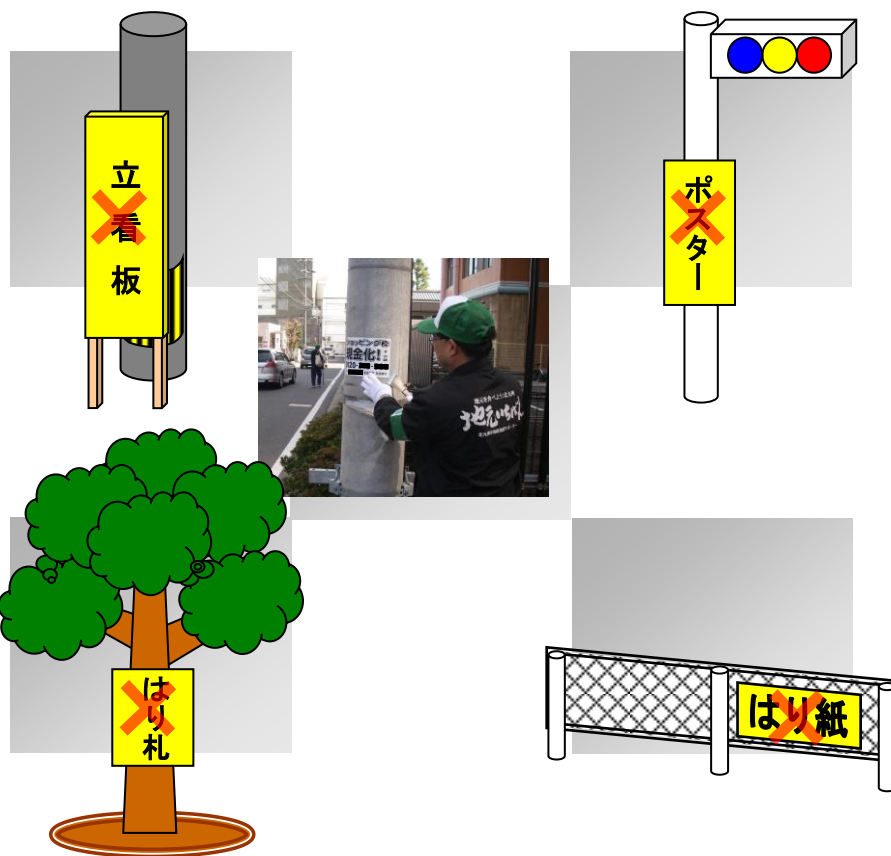


屋外広告物の手引き

～ 簡易除却市民ボランティア 編 ～

(北九州市路上違反広告物除却協力団体認定制度について)



令和元年 8月

北九州市建設局総務部管理課

目 次

「簡易除却市民ボランティア」制度とは 1

制度の概要をご紹介します。

認定を受ける 3

簡易除却活動を行うために、「路上違反広告物除却協力団体」の認定を受ける手続方法をご案内します。

活動を行う 9

簡易除却活動の流れやルール、注意点をご案内します。

除却できる広告物・できない広告物 14

道路上の広告物であっても、簡易除却してはいけないものがありますので、ご注意ください。

Q & A 15

よくあるご質問についてお答えいたします。

連絡先・ホームページ 16

お問合せ先、認定申請窓口、緊急連絡先、本市ホームページのご案内です。

「簡易除却市民ボランティア制度」とは

道路上の電柱に貼られた「はり紙」や、ガードレールに結び付けられた「はり札」、街路樹に立てかけられた「立看板」等の広告物は、道路法に違反している他、屋外広告物法や北九州市屋外広告物条例の違反広告物であり、街の美観を損なうだけでなく、道路を通行する方に危険を及ぼすものです。

しかし、これらの「路上違反広告物」は道路上にポイ捨てされているゴミ等とは違い所有者がいるため、**権限なく勝手に片付けたり、捨てたりすることはできません。**

そこで、北九州市では、自分たちの地域を自分たちの力でより良くしようとされている住民の皆様が、一定のルールのもとで、これらの路上違反広告物を「簡易除却」(＝見つけ次第、すぐに取り除くこと。) することができるよう、「簡易除却市民ボランティア制度」を設けております。

この制度を活用して簡易除却にご協力いただけるボランティア団体を「路上違反広告物除却協力団体」に認定し、この団体に所属する方を「路上違反広告物除却推進員」に任命して、屋外広告物法に基づく違反広告物の除却権限の一部を委任しております。

団体の認定申請はいつでも受け付けております。熱意あふれる市民の皆様の、積極的なご参加をお待ちしております。

この制度で簡易除却できる広告物は次の3種類の違反広告物です。



はり紙

チラシやポスター等のように、紙に手書き又は印刷したものを、のり、シール、接着剤、テープ等で貼り付けたものを言います。

【以下のものは除却できません】

- 民家の塀や壁に貼り付けられたもの。
- 公共団体（県、市、警察など）が表示しているもの。
- 選挙や政治活動に関するもの。
- 電話ボックスの内側に貼って表示しているもの。



はり札

チラシ・ポスター等を、ベニヤ板・プラスチック板・ダンボール紙等の丈夫な素材で補強したもの、又はこれらの素材に直接表示したものを言います。

【以下のものは除却できません】

- 民家の塀や壁に貼り付けられたもの。
- 公共団体（県、市、警察など）が表示しているもの。
- 選挙や政治活動に関するもの。
- 「電柱巻付広告」（許可を受けて表示したものです。）



立看板

木・金属・プラスチック等でできた枠組みに、紙・ビニール・布等を張り、電柱や街路樹などに立てかけて設置しているものを言います。

【以下のものは除却できません】

- 民家の塀や壁に立てかけて表示しているもの。
- 公共団体（国、県、市、警察など）が表示しているもの。
- 選挙や政治活動に関するもの。
- 道路工事等のため、緊急的に表示しているもの。
- 他の物件に取り付けず、独立して表示できる構造のもの。

その他、除却方法や除却できないものなどの注意事項があります。
活動の際は、「除却できる広告物・できない広告物」p14を確認してください。

★「北九州市屋外広告物条例」について★

北九州市では、街の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして北九州市屋外広告物条例を定めています。

条例の中では、市内で屋外広告物を掲出する場合は原則として許可が必要であるほか、屋外広告物の掲出の禁止地域、禁止物件等を定めています。

また、北九州市内で屋外広告業（屋外広告物の設置を請け負う営業）を営む場合には、市の登録を受けなければならないものとしております。

詳しくは「屋外広告物の手引き ～屋外広告物の掲出編～」 「屋外広告物の手引き ～屋外広告業登録編～」をご覧ください。

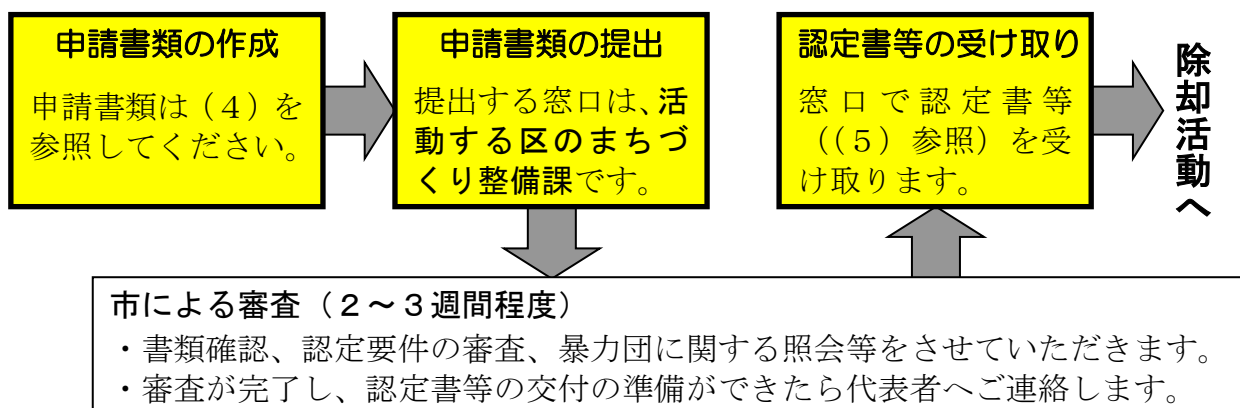
認定を受ける

市民の皆様が違反広告物の簡易除却を行うには、団体として「路上違反広告物除却協力団体」の認定を受け、団体の構成員が「除却協力員」となり、市から権限の委任を受けなければなりません。

簡易除却活動にご協力いただける場合は、まず認定手続きをお願いいたします。

(1) 認定手続

認定を受ける方法は次のとおりです。申請は、いつでも受け付けております。



(2) 認定要件

認定を受けるには、原則として次の要件を備える必要があります。

- ア 団体が、10名以上で構成されていること。**
団体は、町内会、まちづくり協議会、商店街組合等の住民自治団体、ボランティアグループ等の既成の団体のほか、これを機に結成するグループやサークル仲間などの団体でも結構です。
- イ 構成員全員が、18歳以上であること。**
18歳未満の方には権限を委任することはできません。
- ウ 構成員全員が、市内に居住又は勤務する者であること。**
本市の権限を委任するため、市内に生活拠点がある方に限定させていただきます。
- エ 構成員全員が、暴力団関係者でないこと。**
暴力団関係者には権限を委任することはできません。

(3) 認定期間

協力団体の認定期間は**最大2年間**

- ただし、事務手続きの都合で認定期間が短くなる場合があります。
- 認定期間の途中で活動をやめることも可能です。
- 認定期間終了後も引き続きご協力いただける場合は、認定を更新できます。

(4) 申請書類

申請の際は、次の**4種類**の書類を作成し、提出してください。
このうち①～③は様式（次ページ以降を参照）を定めております。
なお、様式は本市のホームページからダウンロードが可能です。

① 認定申請書（様式第4号）

【記入すること】

- 団体名 ● 代表者の氏名・住所・電話番号 ● 活動地域 ● 協力員数

② 協力員名簿（様式第5号）

【記入すること】

- 協力員となる各構成員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号

③ 除却活動計画書（様式第6号）

【記入すること】

- 代表者の氏名、緊急連絡先と電話番号 ● 主な活動予定日
- 活動地域名 ● 活動方法（班体制、役割分担など）
- 除却物件の希望回収場所、希望回収日

④ 活動範囲の地図（様式はございません）

どのような地図でも結構ですので、活動範囲を示した図を作成してください。

(5) 認定を受けた際に交付されるもの

- 「路上違反広告物除却協力団体認定書」（各団体に1通）
- 身分証明書（協力員一人につき1枚）
- 作業用帽子、腕章（協力員の人数分）
- 除却用具（活動に必要な数）
※軍手、ゴミ袋、カッター、ペンチ、へら等の除却用具が供与されます。
※除却用具を消耗した際には、再供与いたしますのでお申し出下さい。

(6) 認定後に認定内容に変更が生じた場合

認定を受けた後、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、変更内容に応じて、次の書類をご提出下さい。（記号は上記の申請書類に対応）

- 団体名、代表者名、代表者連絡先の変更…①
- 協力員の交代や増減…①、②、不要となった身分証明書の返却
- 活動計画の内容（活動場所や希望回収場所等）の変更…①、③
- 団体の解散・活動の廃止…廃止届（様式第7号）、身分証明書
※ 廃止届を提出する際には、事前にお電話にてご相談下さい。）

受付番号			
------	--	--	--

路上違反広告物除却協力団体認定申請書

年 月 日

北九州市長様

(申請者) 団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話 _____

北九州市路上違反広告物除却協力団体認定要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却協力団体の認定を申請します。

記

1 活動地域 _____

2 協力員数 _____ 名

- 添付図書等
- ① 協力員名簿 (様式第 2 号)
 - ② 除却活動計画書 (様式第 3 号)
 - ③ 活動範囲を示す地図

認定期間	年 月 日から	決 裁	係員	係長	課長
	年 月 日まで				

様式第6号

除却活動計画書

団体名 _____

代表者	氏名（ふりがな）
	連絡先 電話番号
主な活動 予定日	(例) 毎月第○曜日、毎月○○日
活動地域	活動地域名 (例) ○○町○丁目○○番～○○番
活動方法（どのような体制で活動されるかできるだけ具体的に記入してください。）	
除却物件 の回収	希望回収場所
	希望回収日

廃止届

年 月 日

北九州市長様

団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話 _____

下記のとおり、北九州市路上違反広告物除却協力団体の活動を廃止したので届け出ます。

記

1 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

2 廃止年月日 年 月 日

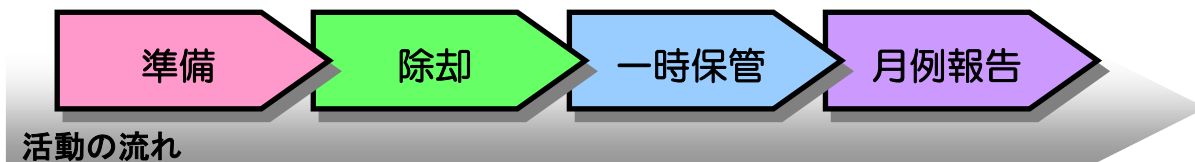
3 廃止理由

	決	係員	係長	課長
	裁			

※ 太枠の中だけ記入してください。

活動を行う

簡易除却活動は屋外広告物法に基づくものとなりますので、活動の際には手順やルールを必ず守ってください。



準備

- 必ず2名以上で活動する。
- 活動の際は、除却用具のほか認定の際に交付された次のものを、必ず携行する。

【携行品チェック】

- 身分証明書①
 - 帽子②
 - 腕章③
 - 軍手（推奨）④
- 認定の際に届出ていた活動計画の範囲外で活動する場合は、事前に「除却活動連絡書（様式第9号）」（p11）を窓口へ提出する。
 - > 「除却できる広告物・できない広告物」 p14 > を再確認する。



除却

除却活動中は次のことに注意してください。

- 簡易除却の対象外の広告物を絶対に除却しないで下さい。
- はり紙のはぎ残しや、針金、ヒモなどの取り残しが無いように気をつけてください。
- ご自身や道路の通行者の安全には、十分ご注意下さい。
- 除却した広告物を折ったり、破ったり、壊したりしないで下さい。
- 活動中、道路の通行者や、広告物の管理者等とトラブルになった場合は、現場での処理はできるだけ避け、速やかに各区のまちづくり整備課へご連絡下さい。
- 活動中に事故が発生した場合は、速やかに各区のまちづくり整備課へご連絡下さい。

★「市民活動保険」について★

北九州市では、市民のみなさまが安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、これらの活動に参加する方全員を対象に、北九州市が保険料を負担し、活動中の事故に対して一定の水準の補償を受けられるようにしております。

簡易除却活動中、もし事故でケガをしたり、通行人等にケガを負わせたりした場合は、この保険が適用される可能性がありますので、必ずご連絡をお願いします。

一時保管

簡易除却した広告物を、すぐに捨ててはいけません！

種別に応じて次のとおり処分方法が異なります。種別についてはp 2 参照

- 「はり紙」・・・枚数を確認したら、ゴミとして廃棄できます。
- 「はり札」「立看板」・・・市が回収します。

※ 回収後は、市が一定の期間保管したのち、廃棄などの処分をします。その間に所有者が名乗り出た場合は、返還を行います。

簡易除却した広告物を、種別ごとに枚数を確認し、同一内容や同じ広告主ごとに仕分けしてください。
※ 種別…「はり紙」「はり札」「立看板」

市が回収するまで、希望回収場所に一時保管します。一時保管の際は、荷崩れの発生などが無いよう、ご注意下さい。
※ 「希望回収場所」とは、認定申請の際に提出した「除却活動計画書」に記載した場所です。

希望回収場所への一時保管が完了したら、窓口（活動した区のまちづくり整備課）へ連絡をお願いします。

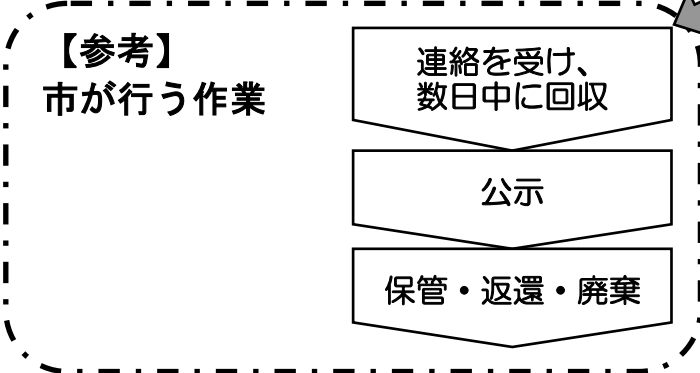
除却 終了

種別ごとの枚数の確認
広告物の仕分け

希望回収場所にて
一時保管

窓口（区まちづくり整備課）へ
連絡（電話可）

活動完了



（月ごとにまとめて）
除却報告書を窓口へ提出
※翌月15日まで

月例報告

【 月例報告 「除却報告書」 】

団体の代表者は、月間の簡易除却活動の実績を、その翌月の15日までに市へ報告してください。

報告は「除却報告書（様式第8号）」（p 11・12）に、月間の延べ活動実績、除却日ごとの詳細（裏面）を記入して、窓口へ提出してください。

なお、一度も活動を行わなかった月については、報告の必要はありません。

様式第9号

年 月 日					
除 却 活 動 連 絡 書					
北九州市路上違反広告物協力団体認定要綱第11条ただし書に基づき、協力団体の除却活動について、次のとおり連絡します。					
協力団体名		連絡者	登録No.		
除却日時	年 月 日 時から 時まで				
除却場所			従事者数		
受付日時	年 月 日 時 分				
受付者		決 裁	係員	係長	課長

※太枠の中だけ記入してください。

除 却 報 告 書

北 九 州 市 長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

年 月分の路上違反広告物除却実施結果を下記のとおり報告します。

記

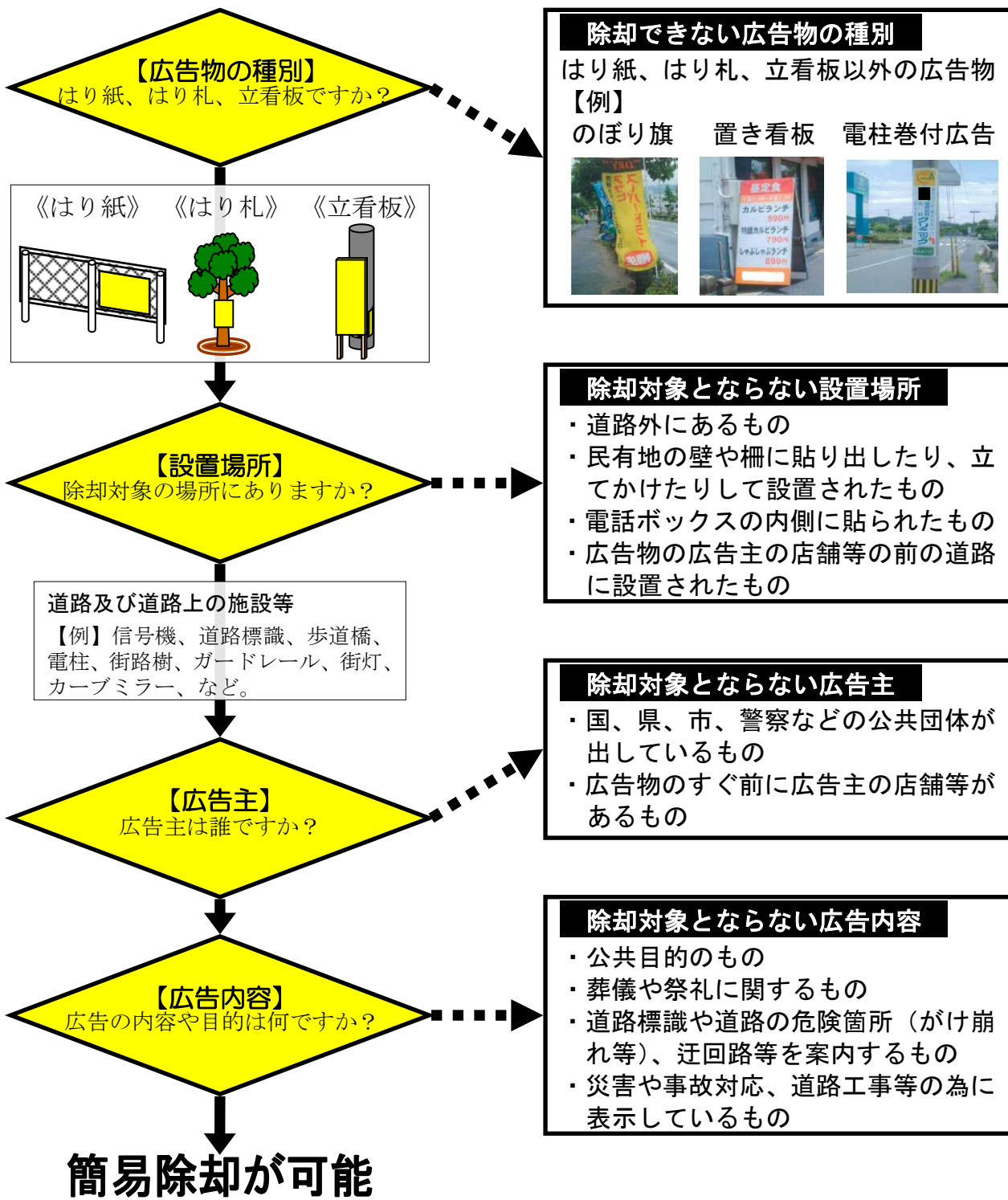
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 延べ作業日数 | 日 |
| 2 | 延べ従事者数 | 人 |
| 3 | 除却枚数 | はり紙 枚
はり札 枚
立看板 枚 |

※ 1～3の詳細を裏面に記入して下さい。

	係員	係長	課長
決 裁			

除却できる広告物・できない広告物

除却できる（簡易除却の対象となる）広告物か、できない広告物の判断は、次のフロー図に従って行ってください。
判断がつかない場合は、除却しないで下さい。



除却できない広告物の種別
はり紙、はり札、立看板以外の広告物
【例】
のぼり旗 置き看板 電柱巻付広告

除却対象とならない設置場所

- ・道路外にあるもの
- ・民有地の壁や柵に貼り出したり、立てかけたりして設置されたもの
- ・電話ボックスの内側に貼られたもの
- ・広告物の広告主の店舗等の前の道路に設置されたもの

除却対象とならない広告主

- ・国、県、市、警察などの公共団体が出しているもの
- ・広告物のすぐ前に広告主の店舗等があるもの

除却対象とならない広告内容

- ・公共目的のもの
- ・葬儀や祭礼に関するもの
- ・道路標識や道路の危険箇所（がけ崩れ等）、迂回路等を案内するもの
- ・災害や事故対応、道路工事等の為に表示しているもの

※ 除却後、「はり札」「立看板」は市が回収・保管します。▶「一時保管」p10

Q & A

(1) 認定について

1 申請期限はありますか？

A ありません。認定の申請はいつでも受け付けております。

2 申請する活動地域が複数の区をまたいでも良いですか？

A 活動地域が複数の区をまたぐことも可能です。
事前に、建設局管理課へお電話にてご相談下さい。

3 認定を受ける為に必要な資格はありますか？

A 資格ありませんが、認定要件を備えている必要があります。
詳しくは、3ページをご覧ください。

4 団体ではなく個人で認定を受けることはできないのか？

A 申し訳ありませんが、安全上の理由等により団体での認定に限っております。
なお、団体の構成員がどうしても10名に満たない場合はご相談下さい。

5 既存の団体で認定を受けたいが、団体の構成員の一部に18歳未満の者がいる。

A 18歳未満の方は協力員となることはできませんが、その方を除きその他の要件を満たす場合は、協力員の任命からその方を除いて団体を認定させていただきます。

(2) 活動について

6 道路上の「のぼり旗」は簡易除却してよいか？

A 簡易除却できるのは「はり紙」「はり札」「立看板」に限られており、「のぼり旗」の簡易除却は認めておりません。のぼり旗が道路交通に危険を及ぼしている状況を発見した場合は、各区まちづくり整備課へお知らせ下さい。

7 活動日ではないが、家の前に立て看板がある。簡易除却できるか？

A 簡易除却活動はあくまで団体としての活動となるので、個人での簡易除却は行わないで下さい。

団体として臨時的に活動を行う際は、「除却活動連絡書（11ページ）」を作成してください。

連絡先・ホームページ

認定申請・活動報告窓口【緊急連絡先】

活動する区	所管課	電話番号
門司区	門司区役所 まちづくり整備課	3 3 1 - 1 8 8 4
小倉北区	小倉北区役所 まちづくり整備課	5 8 2 - 3 4 7 1
小倉南区	小倉南区役所 まちづくり整備課	9 5 1 - 4 1 2 1
若松区	若松区役所 まちづくり整備課	7 6 1 - 5 3 2 5
八幡東区	八幡東区役所 まちづくり整備課	6 7 1 - 0 8 0 3
八幡西区	八幡西区役所 まちづくり整備課	6 4 2 - 1 4 5 3
戸畑区	戸畑区役所 まちづくり整備課	8 7 1 - 1 5 0 3

制度全般・このパンフレットについて

北九州市役所 建設局総務部管理課	5 8 2 - 2 2 7 1
------------------	-----------------

北九州市のホームページ

簡易除却市民ボランティアについて

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/file_0245.html

- ◎ 本市トップページ 上部の「検索」の窓より、ページタイトルで検索できます。
- ◎ このパンフレットの最新版がダウンロードできます。

北九州市電子申請・様式ダウンロード

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kitakyushu/navi/index.html>

- ◎ 本市トップページ 上部の「検索」の窓より、ページタイトルで検索できます。

【様式ダウンロード操作方法】

- ① 上記ページの中段「キーワード検索」にて、「簡易除却市民ボランティア」で検索。
 - ② 簡易除却市民ボランティアをクリック。
 - ③ 必要な様式（ワード形式）を保存し、記入する。
- ※ この手続については、電子申請は受け付けておりません。

北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくります

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

屋外広告物の手引き

～ 簡易除却市民ボランティア 編 ～

令和元年8月

— 発行 —

北九州市役所建設局総務部管理課

TEL 093-582-2271

FAX 093-582-2312

ken-kanri@city.kitakyushu.lg.jp